平成２８年（フ）第４１８号
熊本市中央区細工町５丁目30甲斐ビル601
破産者　株式会社ファーレルオーゴ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８９８号
東京都府中市小柳町４丁目15番地の10　１Ｆ
破産者　廣瀬　三郎
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８９９号
東京都府中市小柳町４丁目15番地の10　１Ｆ
破産者　廣瀬　昭代
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９５号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート４棟109号
破産者　佐藤　好枝
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０１８号
東京都青梅市今井３丁目34番地の19
破産者　窪田　一弥
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０６９号
東京都国分寺市泉町２丁目７番２―804号泉町二丁目アパート
破産者　石山　利勝
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１２３号
東京都八王子市大船町28番地
破産者　小池美保子
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３８号
岐阜県関市稲口763番地１　ア・ドリーム稲口202、開始決定時の住所岐阜県関市倉知1090番地
破産者　安田　正弘
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３６号
静岡県沼津市大手町５丁目７番５号
破産者　株式会社つちくら
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
三重県津市芸濃町椋本1962番地13
破産者　長谷川　仁
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市白子３丁目11番３号　セジュール和田　201号
破産者　ＦＣラシーマ鈴鹿こと　石﨑　裕介
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６１号
三重県四日市市楠町北五味塚1373番地の１
破産者　株式会社マル伊綜合食品
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
三重県四日市市天カ須賀２丁目２番30号　ＳＩＯ―ＳＩＴＥ・M301
破産者　佐藤　裕司
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
滋賀県守山市守山６丁目９番33号
破産者　みどり薬局株式会社
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県宍粟市山崎町田井438番地
破産者　株式会社福元工務店
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３１４号
沖縄県中頭郡北谷町北前１丁目21番地10　仲地マンション301、開始決定時の住所岡山市北区芳賀1735番地320
破産者　谷口　賢二
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2136番地
破産者　合資会社星本製材所
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０４号
茨城県土浦市板谷７丁目601－５　大森方、開始決定時の住所茨城県土浦市神立町684番地
破産者　皆藤　郷子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６３４号
北九州市小倉南区下曽根３丁目２番13―601号
破産者　大石　　誠
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６３５号
北九州市小倉南区下曽根３丁目２番13―601号
破産者　大石呼須枝
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部